

公 安 委 員 会 説明資料No. 1	「犯罪捜査規範の一部を改正する規則」の制定について	令和7年6月5日 刑 事 局
1 改正の概要 通訳人を介して取調べを行ったときに、供述調書に通訳人の署名押印を求めることとしている規定を削除するもの。 2 改正の趣旨 ○ 現行の犯罪捜査規範第182条第1項では、通訳人を介して取調べを行ったときは、供述調書に通訳人の署名押印を求めることとなっており、通訳は対面で行うものに限定されている。 ○ 他方、来日外国人の増加や多国籍化に伴い、通訳人の需要は高まっており、取調べ時の通訳人を迅速に確保するためには、対面での通訳に加え、遠隔地に所在する通訳人による通訳も可能とする必要があり、これを前提とした規定を整備する必要がある。 ○ また、通訳人の署名押印を求めないこととすることにより、通訳人の個人情報保護が一層図られることにもなる。 ○ なお、供述調書に通訳人を介して取調べを行った旨及び通訳人を介して当該供述調書を読み聞かせた旨は引き続き記載することとする。 3 施行期日 令和7年7月1日から施行することとする（附則）。 4 その他 今般改正を行う犯罪捜査規範の条項は、行政手続法第4条第4項第6号に基づき、意見公募手続等の規定は適用されないため、改正案についての意見募集は行わない。		

公 安 委 員 会	「道路交通法施行規則の一部を改正	令和 7 年 6 月 5 日
説明資料No. 2	する内閣府令案」等について	交 通 局

1 改正の内容

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

- 普通第二種免許に係る教習時限数を短縮（学科教習19時限→17時限、技能教習21時限→12時限）する。
 - ※ 学科教習については第二種免許で共通のものとなっており、大型第二種免許・中型第二種免許の教習時限数も上記に合わせ短縮
 - 仮免許試験を免除される、大型免許又は中型免許の失効後 6 か月を超え 1 年以内の者が、当該仮免許を取得し、指定自動車教習所に入所した場合、仮免許取得前に行われる教習（基本操作及び基本走行、学科(一)の教習）の免除を受けることができることとする。
 - その他所要の改正を行う。
- 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則案
- 配車アプリ等の普及を踏まえ、第二種免許に係る教習から、「経路の設定」に係る教習を削除する。
 - 基本走行で行うこととされている鋭角コースの通過、方向変換及び縦列駐車教習を、応用走行においても教習所内で行うことができることとする。
 - その他所要の改正を行う。

2 意見公募手続の実施結果

令和 7 年 4 月 18 日（金）から同年 5 月 17 日（土）までの間、意見公募手続を実施した結果、136 件の意見が寄せられた。

改正案について

- 今般の改正は、第二種免許取得に係る教習を効率化し、タクシーの運転者不足を解消するためのものであり、大いに賛成である
- といった賛成意見のほか、
- 個人の運転の癖を修正するといった教習内容に時間をかけることができなくなるため、交通の安全と円滑の観点からは、教習時限数を大幅に減らすべきではない
- という意見等があったが、これらの内容について検討した結果、原案のとおり改正する。

3 施行期日

公布：令和 7 年 6 月 18 日

施行：令和 7 年 9 月 1 日

公 安 委 員 会	令和 6 年度中における犯罪被害	令和 7 年 6 月 5 日
説明資料No. 3	給付制度の運用状況について	長 官 官 房

1 申請及び裁定の状況

(1) 申請の状況

区 分	4 年度	5 年度	6 年度	前年度比
申請に係る被害者数(申請件数)	375(445)	419(479)	394(471)	-25(-8)
遺族給付金(申請件数)	139(209)	141(201)	137(214)	-4(+13)
重傷病給付金	134	162	149	-13
障害給付金	102	116	108	-8

(2) 裁定の状況（当該年度以前の申請分を含む）

区 分	4 年度	5 年度	6 年度	前年度比
裁定に係る被害者数(裁定件数)	403(477)	372(439)	335(394)	-37(-45)
支給裁定(裁定件数)	368(441)	337(403)	299(351)	-38(-52)
遺族給付金(裁定件数)	138(211)	143(209)	123(175)	-20(-34)
重傷病給付金	129	108	98	-10
障害給付金	101	86	78	-8
不支給裁定(裁定件数)	35(36)	35(36)	36(43)	+1(+7)

- 裁定までに要した期間は平均約9.0か月・中央値約5.1か月
- 1年以内の裁定は79%

(3) 仮給付の状況

	4 年 度	5 年 度	6 年 度	前年度比
仮給付決定に係る被害者数 (決定件数)	28 (29)	41 (44)	43 (50)	+2 (+6)

- 仮給付決定に係る被害者数、件数はいずれも増加

2 不支給裁定の理由

(単位：人)

法第2条（犯罪被害、犯罪行為）に非該当	16
親族間犯罪であった	2
被害者に帰責性があった	2
後遺障害が既存障害と同一等級のため、倍数が0となった	1
給付金の算定額を上回る労災補償、損害賠償等の受領が判明した	15
合 計	36

3 支給裁定額の状況

(単位：千円)

区 分	裁定額	前年度比	平 均	前年度比	最高額
遺族給付金	706,791	-304,203	5,746	-1,324	24,229
重傷病給付金	30,495	-2,228	311	+8	1,200
障害給付金	235,203	-104,836	3,015	-939	25,056
裁 定 総 額	972,489	-411,267			

(※ 千円未満四捨五入)

- 減額裁定に係る被害者数は71人（前年度比-3人）

4 制度改正後の特徴

- 遺族給付金支給裁定に係る被害者数(裁定件数) 8人(10件)
平均裁定額 10,284千円(千円未満四捨五入)

※ 制度改正～ 各給付金における基礎額の一律引上げ及び遺族給付基礎額の算定における加算額の新設による給付水準の大幅な引上げ（令和6年6月15日施行）

5 国家公安委員会に対する審査請求の状況

- 請求 4件（前年度比+1件）
- 裁決 3件（前年度比-1件）※ 裁決の内訳（棄却3件）

公 安 委 員 会 説明資料No. 4	令和6年におけるストーカー事案、 配偶者からの暴力事案等、児童虐待 事案等への対応状況について	令 和 7 年 6 月 5 日 生 活 安 全 局
------------------------	---	------------------------------

1 ストーカー事案への対応状況

- 相談等件数は、1万9,567件（前年比－276件）と高い水準で推移。
- ストーカー規制法に基づく警告は、1,479件（前年比－55件）。
禁止命令等は、2,415件（前年比＋452件）と法施行後最多。
- ストーカー規制法違反の検挙は、1,341件（前年比＋260件）。
ストーカー事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は、1,743件（前年比＋35件）と高水準。

2 配偶者からの暴力事案等への対応状況

- 相談等件数は、9万4,937件（前年比＋6,318件）とDV防止法施行後最多。
- 保護命令違反の検挙は、69件（前年比＋20件）。
配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は、8,421件（前年比－215件）。

3 私事性的画像に係る事案への対応状況

- 相談等件数は、2,128件（前年比＋316件）と増加傾向。
- 私事性的画像被害防止法違反の検挙は、57件（前年比－5件）。
私事性的画像に係る事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は、275件（前年比＋22件）。

4 児童虐待事案への対応状況

- 通告児童数は、12万2,378人（前年比－428人）と高い水準で推移。
- 児童虐待事件の検挙件数は、2,649件（前年比＋264件）と過去最多。

5 今後の取組

- 被害者等の安全確保を最優先とした組織的な対処の確実な実施。
- ストーカー事案について、重大事件への発展を未然に抑止するための各種取組の充実。
- 児童虐待事案について、引き続き、児童に対する危険性の高い3類型の情報が児童相談所から確実に共有されるよう連携。

公 安 委 員 会	令 和 6 年 における 行 方 不 明 者 届	令 和 7 年 6 月 5 日
説 明 資 料 No. 5	受 理 等 の 状 況 に つ い て	生 活 安 全 局

1 行方不明者届受理等の状況

- 行方不明者の届出受理数は、8万2,563人（前年比-7,581人）と減少。
- 年齢層別では、10歳代が最も多く、10歳代及び20歳代で行方不明者全体のおよそ4割。
- 原因・動機別では、認知症を含む疾病関係が最も多く、全体のおよそ3割。
- 令和6年中に所在確認等がなされた行方不明者は8万2,647人であり、内訳は、所在確認6万6,861人（80.9%）、死亡確認3,930人（4.8%）、その他（届出の取下げ等）1万1,856人（14.3%）。

2 認知症に係る行方不明者届受理等の状況

- 認知症に係る行方不明者の届出受理数は、1万8,121人（前年比-918人）と減少。
- 令和6年中に所在確認等がなされた認知症に係る行方不明者は1万8,043人であり、内訳は、所在確認1万6,942人（93.9%）、死亡確認549人（3.0%）、その他552人（3.1%）。
- 所在確認（死亡確認、その他を除く。）された者のうち、受理当日に73.6%、受理から3日以内に98.2%が所在確認。
- 認知症に係る行方不明者は、行方不明となった場所周辺（5km圏内）、河川等の人的搜索が困難な場所での死亡事例が多い。

3 今後の取組

- 早期発見・保護に資する手段の一つとしてのGPS機器等の活用について、引き続き、市町村等と連携し、認知症の方やその家族等に周知。
- 人的搜索が困難な場所における無人航空機（ドローン）を活用した搜索活動の推進。

公 安 委 員 会	インド共和国を拠点とする	令和7年6月5日
説明資料No. 6	サポート詐欺被疑者の検挙について	サイバー警察局 刑 事 局

1 概要

- これまで、サイバー警察局及び刑事局において、日本人を標的としたサポート詐欺について、インド共和国・中央捜査局（C B I）と国際共同捜査を進めてきた。
- 日本サイバー犯罪対策センター（J C 3）及びMicrosoft社からの情報や日本警察による捜査情報をC B Iに提供した結果、C B Iによって、日本人被害者に係るサポート詐欺に関係する6名の被疑者が検挙された。

2 日本警察等の貢献

- J C 3は、日本人を標的としたサポート詐欺サイトについて独自に分析し、Microsoft社を騙る事案が多く認められることから同社に情報提供した。また、同情報を受けたMicrosoft社は、同社の対策部門において独自に調査を行い、調査結果を当庁に提供した。
- J C 3やMicrosoft社による全面協力の下、サイバー特別捜査部において捜査を進め、暗号資産として送金されていた被害金を追跡した結果判明したインド人アカウント所有者の人定を特定し、また、組織犯罪対策部において、関係被疑者による国内被害の調査を行い、個別の被害状況を特定し、C B Iに情報提供した。

3 C B Iによる広報

5月29日に行われたC B Iにおけるプレスリリースにおいては、日本警察やMicrosoft社等による国際協力について言及されている。